

## 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ（骨子案）

### 第 1 章 通信制高等学校を取り巻く現状

- 高等学校通信制課程は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。
- さらに近年では、高等学校に進学する生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという通信制教育ならではの長を生かして、勤労青年等のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して教育機会を提供するものとなってきている。
- 高等学校通信制課程の学校数・生徒数については、こうした時代の変化・役割の変化に応じて近年大きく増加しており、令和 2 年 5 月 1 日現在では、学校数は 257 校（全体の 4.6%）、生徒数は 206,948 人（全体の 6.3%）となっている。
- このように、高等学校通信制課程について、高等学校の一課程として、生徒一人一人について、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくとともに、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことへの期待がより一層高まっている。
- 一方で、不適切な学校運営や教育活動が行われる学校も一部に見受けられるところである。これまでも、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定及び周知、実地による点検調査の実施等の、高等学校通信教育の質の確保・向上のための取組を進めてきたものの、未だに不適切な学校運営や教育活動は散見される場所である。とりわけ広域通信制高等学校の展開するサテライト施設においては、その教育環境の適切性をめぐって、多くの課題があることが指摘されている。
- 本調査研究協力者会議では、通信制高等学校への期待と疑念、その双方の視点に立って、これからの時代に対応した高等学校通信教育の在るべき姿の実現に向けて、①高等学校通信教育の質保証方策、②新時代の高等学校通信教育の在り方、といった 2 点を中心に検討を進めてきたところである。

## 第2章 高等学校通信教育の質保証方策

### (1) 問題の所在と検討の視点

- これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、学校運営や教育活動の改善に向けた取組が浸透する一方で、いまだに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。例えば、広域通信制高等学校に対する点検調査では、以下のような事例が確認されている。

#### 《教育課程の編成・実施、指導体制等に関する事項》

- ・年間指導計画において添削指導の提出期限の定めがないため、試験前にまとめて添削指導が実施されている事例（平成29年点検調査）
- ・一部の生徒について、添削指導の進捗状況が不十分であったり、面接指導を全く受けていない状態で期末試験を受けさせていたりする事例（平成29年点検調査）
- ・野外活動と称して自然散策により「生物基礎」や「化学基礎」等の面接指導を受けたこととし、高等学校学習指導要領に定められた目標と内容を踏まえた高等学校教育としての水準の確保が疑わしい事例（平成30年点検調査）
- ・特別活動を年間指導計画等に位置付けておらず、高等学校学習指導要領に定める時間数の指導がなされていなかった事例（平成30年点検調査）
- ・生徒が独自に行ったアルバイトについて、その目的・内容にかかわらず特別活動の時間としてカウントすることとされていた事例（平成30年点検調査）
- ・面接指導と試験とはその役割が異なるにもかかわらず、試験の実施を面接指導の時間数としてカウントすることとされていた事例（平成30年点検調査）
- ・多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価について、「合格」「再提出」のみとなっており、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるような事例（平成30年点検調査）
- ・100人を超える生徒に対し、教師が1名で面接指導を実施する事例（平成30年点検調査）
- ・4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目がはじまり、21時30分に13限目が終わるといふ、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例（平成30年点検調査）
- ・6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終わっていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例（平成31年点検調査）

#### 《サテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する事項》

- ・サテライト施設での面接指導において、施設・設備面での制約等から理科や家庭等の教科における実験・実習が十分に行われていないおそれがある事例（平成29年点検調査）
- ・サテライト施設において、実験・自習や体育の授業を行うための施設・設備が不十分である事例（平成29年点検調査）
- ・法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例（平成30年点検調査）

- ・サテライト施設に所属する生徒への面接指導を当該施設にサテライト施設任せと  
している事例（令和元年点検調査）
  - ・サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の  
時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例（令和元年  
点検調査）
- こうした実態を踏まえ、通信制高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下  
で存分に学ぶことができるよう、高等学校通信教育の質保証の徹底を図っていくこ  
とが必要であり、①教育課程の編成・実施の適正化、②サテライト施設の教育水準  
の確保、③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実、④主体的な学  
校運営改善の徹底、の4つに分けて、以下に対応方策を整理することとする。

## （２）対応方策

### ① 教育課程の編成・実施の適正化

- 高等学校通信制課程の教育は、全日制・定時制課程における授業とは異なり、添  
削指導、面接指導及び試験の方法により行うとともに、放送その他の多様なメデ  
ィアを利用した指導等の方法を加えて行うことができることと定められる。
- その実施に当たっては、高等学校通信教育の特質や今後職業的自立を目指してい  
く中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等を踏まえながら、個々の  
生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、個に応じたきめ細かな指導の徹底を  
図るとともに、添削指導・面接指導・試験とを相互に関連付けて、それぞれの意義  
及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に実施することが求められる  
ものである。
- こうした趣旨に則って、その教育課程の編成・実施の適正化を図る観点から、高  
等学校通信教育の特殊性に鑑みて、添削指導及び面接指導の年間計画やそれらの実  
施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法や報告課題の作成方法等  
の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価基準等を記載した体系的な計画  
として、「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対し  
て明示することが適当である。さらには、各学校における教育課程の編成・実施の  
適正化に資するよう、ガイドラインの改訂等により関係法令等の解釈を明確化する  
ことが適当である。

### ② サテライト施設の教育水準の確保

- 通信制高等学校には、その本校（以下「実施校」という。）とは別に、面接指導  
や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を展開するものも多く  
存在している。その設置形態や活動内容は多種多様であり、例えば「学習センター」  
や「キャンパス」と称する自己所有の施設、大学・短期大学・専修学校等の一部を  
借用して使用する施設、不登校経験等を有する生徒の個別支援に力を入れるNPO  
等が運営する施設、職業教育に力を入れる施設などが確認される。

- 本調査研究協力者会議では、このような多種多様な施設について、以下のとおり整理して検討を行うこととした。

施設の定義・分類		法令上の規定	
サテライト施設	面接指導等実施施設	分校	—
		協力校	高等学校通信教育規程第3条
		指定技能教育施設	学校教育法第55条 高等学校通信教育規程第11条
		他の学校等の施設	高等学校通信教育規程第11条
	サポート施設	法令上の位置付けなし	

- ・ 分校：実施校専用の施設として設置する面接指導・試験等のための施設
  - ・ 協力校：実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
  - ・ 指定技能教育施設：所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設（企業内訓練校、高等専修学校等）
  - ・ 他の学校等の施設：実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学、短期大学、専修学校等）
  - ・ サポート施設：実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設
- 広域通信制高等学校の展開するサテライト施設については、文部科学省の調査によれば、平成28年度では、広域通信制高等学校105校に対し、サテライト施設は2, 234施設ほど展開されていたところ、令和元年度では、広域通信制高等学校107校に対し、サテライト施設は2, 868施設ほどに増加しており、近年急激に増加している現状にある。
- 一方で、個々のサテライト施設における教育環境については、高等学校通信教育の実施に際して、その一端を担うものでありながらも、先述のとおり、こうしたサテライト施設での施設・設備や連携協力体制等に関して課題が見受けられるものも一部に存在している。
- 高等学校通信制課程の教育について、いずれの施設で受けるかにかかわらず、高等学校教育の実施に相応しい教育環境下で受けることができるよう、通信制課程の教育に係る活動については、実施校とサテライト施設との取決め等に基づき、まずもって実施校の責任として教育水準の確保を図ることが適当である。具体的には、実施校との取決め等に基づき、サテライト施設において実施される面接指導や添削指導のサポート等の活動について、実施校による各サテライト施設への実地調査の

実施や連絡会議の開催等を通じて、その活動状況を把握・管理することなどが考えられるところ、ガイドラインの改訂等によりその趣旨を明確化することが適当である。

- とりわけ面接指導等実施施設については、高等学校通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施するものであるとともに、高等学校通信制課程の生徒について、実施校に登校せずとも、面接指導等実施施設を主たる活動拠点として卒業することも可能であること等を踏まえれば、実施校と同等の教育環境を整備されている必要がある。
- 面接指導等実施施設の教育環境の向上に向けては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第6号）の施行により、平成30年度から面接指導等実施施設は学則の記載事項となったことから、面接指導等実施施設を新たに設置する場合には、所轄庁の認可を要するものとなり、所轄庁がその設置状況等を把握することが可能となったところである。一方で、その設置認可に当たっては、都道府県において面接指導等実施施設を認可するための基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準については、所轄する都道府県によって差異が生じているのが現状である。さらには、面接指導等実施施設の設置認可権者は、一義的には、当該面接指導等実施施設を設ける通信制高等学校を所轄する都道府県の知事となっているところ、所轄の都道府県の区域を越えて、全国に多数の面接指導等実施施設が展開される場合には、面接指導等実施施設が所在する都道府県の設置認可基準が想定する教育水準にかかわらず、当該都道府県の区域内での学校教育活動が行われているところである。
- こうした現状を踏まえれば、国において、面接指導等実施施設が備えるべき教育環境について、当該施設での面接指導等の実施内容やその規模等に応じながら、実施校と同等の教育環境を整備するべく、全国共通の教育水準を担保するために必要な措置を講じることが適当である。その際には、実施校が所轄の都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設を設ける場合には、所轄の都道府県の定める設置認可基準のみならず、当該施設が所在する都道府県が定める設置認可基準についても十分踏まえたものとなるような仕組みを検討することが求められる。
- さらには、「④主体的な学校運営改善の徹底」において後述するとおり、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、高等学校通信教育の実施に係る活動状況等の情報の公開を進めていくことを通じて、面接指導等実施施設の設置認可後においても、当該施設が所在する都道府県が、当該施設における活動状況等の把握が可能となることにより、所轄の都道府県と当該施設が所在する都道府県との一層の連携・協力も期待されることになるものと考えられる。

### ③ 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 高等学校通信制課程の在籍生徒について、15歳から18歳の生徒数が全体の生徒数に占める割合は、昭和60年度では約5割となっていたところ、令和元年度では約8割となっており、中学校卒業後に高等学校通信制課程に入学する者が増えているものと考えられる。
- また、入学する生徒の実態としても、勤労青年のみならず、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、特定の職業分野等に関する知識及び技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、芸能活動等に特に力を入れながら柔軟な形での学びを求める生徒や、不登校や中途退学の経験がある生徒、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒など、多様な生徒が在籍している状況が明らかとなっている。
- このような在籍生徒の若年化・多様化に係る実態から、高等学校通信制課程では、多様な生徒一人一人にきめ細かく対応することが一層求められており、学習支援や教育相談を含めた指導体制の一層の充実が期待されている。これらを踏まえれば、例えば、教育相談体制を確保するために必要な養護教諭等や、個に応じた指導を実現するために必要な教諭等の配置、専門スタッフの充実や関係機関との連携促進等をはじめとする取組が促進されるよう、ガイドラインの改訂等によりその趣旨を明確化することが適当である。
- さらには、多様な学習ニーズに応じて、個々の生徒の卒業後の進路も見据えながらICTを効果的に活用することも、きめ細かな対応を実現する上で有効であることから、そうした指導・評価方法等についても研究を進めていくとともに、全国の通信制高等学校を対象とした研究協議会等の場を設け、各学校が互いにより良い通信教育を研究していくことを促進することが適当である。

### ④ 主体的な学校運営改善の徹底

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる中で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を促すとともに、学校が保護者や地域住民からの信頼に応え、家庭や地域等と連携協力して生徒の健やかな成長を図っていくことが重要である。さらには、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関して、その説明責任を果たし、保護者や地域住民等と課題等を共有するとともに、家庭や地域等との連携協力を推進していくことが期待される。
- こうした観点から、学校が、教育活動その他の学校運営について評価を行い、その評価結果に基づき、学校における課題等を把握し、組織的・継続的に学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めるとともに、保護者や地域住民等の理解を深め、家庭や地域等との連携協力を推進するため、当該学校の教育活動

その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが、それぞれ学校教育法に定められているところである。

- 学校評価については、自己評価の実施及びその結果の公表が義務付けられているとともに、自己評価の結果をベースとして学校関係者評価の実施及びその結果の公表に努めることが定められている。学校評価の実施に当たっては、各学校のおかれた状況は様々であることから、各学校の実情に応じ、その評価項目を適切に設定して行うことが求められるものとなっている。
- 高等学校通信制課程における学校評価の実施状況については、広域通信制高等学校における平成27年度の実績値では、自己評価の実施及びその結果の公表を実施する学校が約5割、学校関係者評価の実施及びその結果の公表を実施する学校が約2割にとどまっているとともに、先述のとおり、点検調査の中では、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分に行われていない学校が近年でも未だに見受けられる状況にある。
- こうした現状を踏まえ、各学校における主体的な学校運営改善を図る観点から、関係法令やガイドライン等を踏まえた学校評価への取組が確実に行われるよう、各設置者・所轄庁が各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。その際には、国において、関係法令やガイドライン等に基づく自己点検項目や自己点検基準等を整理した「自己点検チェックシート」（仮称）の策定・周知を行うことにより、各学校における自己点検の実施の円滑化を図ることが適当である。
- 加えて、学校評価の実施に当たっては、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日）では、各設置者が、各学校の存在意義等をスクール・ミッションとして再定義し、さらに、そのスクール・ミッションを達成するための具体的指針として「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つのポリシー（スクール・ポリシー）を策定することにより、高等学校の入口から出口までを一貫した体系的なものとして再構築することが提言されているところ、これらの視点を活かして行っていくことが重要である。
- また、高等学校通信制課程における教育活動等の状況については、地理的・時間的制約を受けることなく実施可能な特長のために、外形上その活動実態が明らかではなく、通信制課程を取り巻く制度の複雑さとも相まって、保護者や地域住民等からの理解が深まりづらい面もあるところ、そうした通信制課程の特性に鑑みつつ、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、教育課程や通信教育実施計画に関すること、教師数や教師一人当たり生徒数に関する情報、在籍者数・入学者数・卒業生の進路状況及び中途退学者等に関する情報、施設及び設備その他の教育環境に関する情報、学習相談や教育相談等の体制に関する情報など、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、各通信制高等学校に情報の公開を求めることが適当である。

- なお、これらの学校評価や情報提供を実施するに当たっては、「②サテライト施設の教育水準の確保」において先述するとおり、実施校との取決め等に基づき多数のサテライト施設を展開する学校も存在しているところ、そうした高等学校通信教育の特性を踏まえれば、実施校の責任の下で、サテライト施設ごとの教育活動等の状況について、評価及び情報の公開を行うことが適当である。
- こうした取組を着実に実施していくことを通じて、通信制高等学校への入学を検討する生徒や保護者にとっては、自らのニーズにあった指導や支援を受けることができる学校を選択しやすくなったり、家庭や地域等と連携協力して地域と一体となった特色ある学校づくりを推進しやすくなったりするほか、仮にサテライト施設において不適切な教育活動等が疑われる場合には、公開される基礎情報を参照しながら、当該施設の所在する都道府県と所轄の都道府県等との一層の連携・協力を行うことが可能となり、当該施設の生徒に不利益が生じないよう迅速かつ適切なサポートに資するものとなることなどが考えられる。
- さらには、こうした取組を基礎としながら、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用等に更に発展させていくことにより、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待されるものとなる。加えて、各通信制高等学校間で一層の連携を図り、各学校が互いにより良い通信教育を研究しながら、高等学校通信教育の質を確保・向上していくため、通信制高等学校や所轄庁等を対象とした研究協議会等の場を設けることも望まれる。

### **第3章 新時代の高等学校通信教育の在り方**

(別紙において検討)